

# 装備品安定製造等確保事業

---

防 衛 省  
令和7年11月13日

# 防衛生産基盤強化法について



(3-③ 参考) サイバーセキュリティ強化  
基盤強化の措置 (イメージ)

## 1 防衛産業の位置付け明確化

- ▶ 装備品等の開発・生産の**基盤の維持・強化**について、その**重要性が一層増している**ことを明確化。
- ▶ 基盤の強化に関する基本方針を防衛大臣が定め、公表。

## 2 サプライチェーン調査

- ▶ 国が調査を実施し、**サプライチェーンリスクを直接把握**。
  - ▶ 調査に対する**事業者の回答**については、**努力義務**。
- 調査結果を基盤強化の措置に活用。



(4 参考) 装備移転  
移転対象となり得る防空レーダー

## 3 基盤強化の措置

- ▶ 基盤の強化に資する事業者の取組を認定の上、(サプライヤ企業に対しても)**直接的に経費を支払**。
- サプライチェーンリスクへ対応し、基盤強化を推進。



- ① 供給網強靱化
- ② 製造工程効率化
- ③ サイバーセキュリティ強化
- ④ 事業承継等

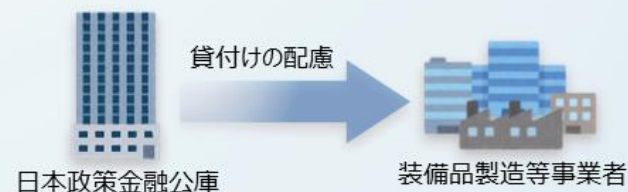
## 4 装備移転円滑化措置

- ▶ 装備移転のため、移転対象の装備品等の**仕様・性能等**を国の求めにより**変更する場合に、必要な費用を助成**。



## 5 資金の貸付け

- ▶ 株式会社日本政策金融公庫により、装備品の製造等に必要な資金の**貸付けを配慮**。



## 6 製造施設等の国による保有

- ▶ 他の措置を講じてもお他に手段がないとき、**国が製造施設等を取得し、事業者に管理を委託**。
- 装備品等の製造等や適確な調達を確保。



(3-② 参考) 製造工程の効率化  
上：従来の手作業による製造工程  
下：金属3Dプリンタ導入による自動化 (イメージ)

## 7 装備品等契約の秘密保全

- ▶ 装備品等に関する機微な情報の保全強化のため、契約上の守秘義務から**法律上の守秘義務**へ。



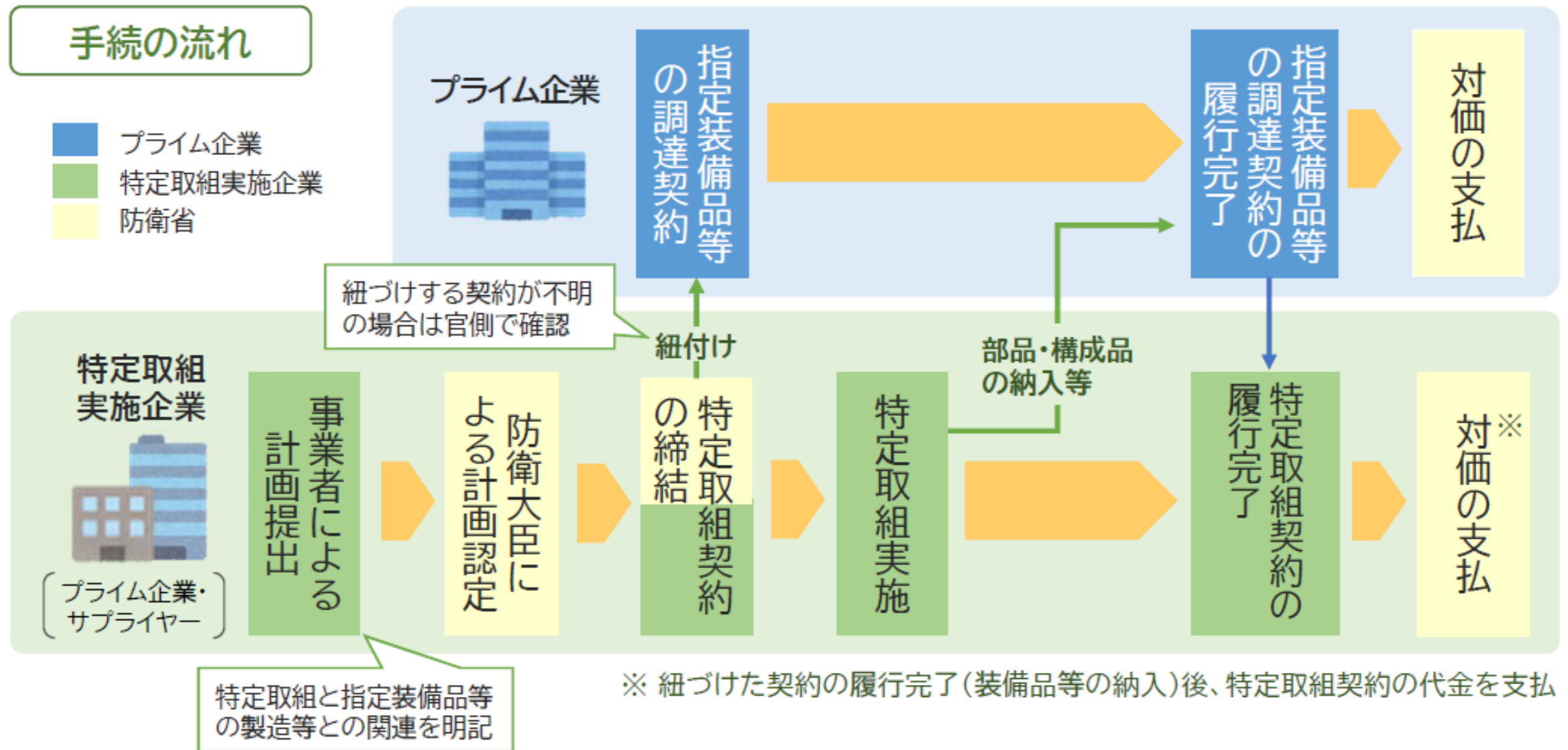
(6 参考) 米国における製造施設等の国有事例  
上：空軍 United States Air Force Plant4  
下：陸軍 Joint Systems Manufacturing Center

# 装備品安定製造等確保計画の認定実績(令和7年10月末現在)

- 装備品安定製造等確保事業に係る計画提出から認定、契約締結、契約履行及び支払いまでのプロセスは次項のとおり。
- 令和7年度においては、4月から10月末までに約110件の計画を認定（事前相談は数百件）。
- 特定取組に関する相談が増加する中で、現在令和8年度に向けて、装備品等の安定的な製造等の確保のためのリスク（ボトルネック）の回避・低減に効果がある案件について、企業から事前相談を募る期間・方法や認定基準等を検討中。

| 区分            | 令和5年度認定分 | 令和6年度認定分 | 令和7年度認定分<br>(10月末現在) |
|---------------|----------|----------|----------------------|
| ①供給網強靱化       | 1件       | 2件       | 2件                   |
| ②製造工程効率化      | 30件      | 83件      | 92件                  |
| ③サイバーセキュリティ強化 | 1件       | 26件      | 12件                  |
| ④事業承継等        | 4件       | 10件      | 8件                   |
| 合計            | 36件      | 121件     | 114件                 |

# 「装備品安定製造等確保事業」の認定までの流れ



# 事業の必要性と特定取組の実例(1/2)

## 【概要】

- サプライチェーンリスクを解消できず装備品等の製造等事業者が撤退した場合、装備品や予備部品等の調達に支障が生じ、装備品の長期非可動等の問題が発生する可能性があり、自衛隊の運用に大きな支障が発生する可能性がある。
- 一般的に、事業撤退した事業者の代わりとなる事業者を見つけ、当該事業者が同じ装備品等を製造開始するまでには長い時間と巨額の費用が必要となる。
- 本事業を通じて、事業者が抱える様々なサプライチェーンリスクを軽減・解消することは、自衛隊の安定的な運用の観点からも財政上の観点からも有意義。

10式戦車

→ 約 **1,300** 社



「あきづき」型  
護衛艦

→ 約 **8,300** 社



F-2戦闘機

→ 約 **1,100** 社



## 【実例①：事業承継等（事業規模：2.8億円（税込み））】

### 《概要》

- A社は自衛隊の航空機のブレーキシステムを製造。同システムを含め航空事業からの撤退を決定。これに伴い同システム用部品の製造の一部をB社に移管。移管に伴い必要となる経費（工場増築、設備導入、トレーニング等）について特定取組で負担。

### 《効果》

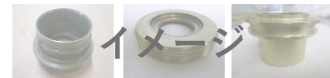
- 自衛隊の航空機用ブレーキ製造についての生産基盤の喪失を回避。

### 《その他》

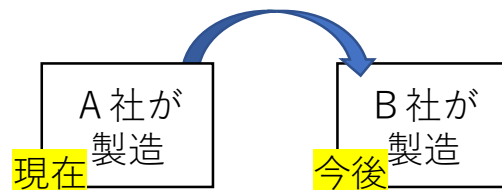
- 特定取組で対応できなかった場合、同部品の生産基盤が喪失した可能性。その結果、自衛隊航空機の運用制限や場合によっては運用停止につながった可能性。



空自輸送機



ブレーキシシステム用部品



# 特定取組の実例(2/2)

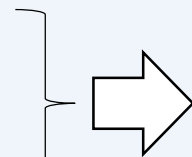
## 【実例②：製造工程効率化（事業規模：1.9億円（税込み））】

### 《概要》

- C社（従業員90名）は、数種類の誘導弾用部品（1/100mm単位の加工精度が要求）について、30年前に導入した加工設備により製造中。誘導弾は調達数量が増加傾向。同部品の製造は上記誘導弾を安定的に製造するためのボトルネックとなっている。特定取組により最新の加工設備を導入。

### 《効果》

- 設備故障による生産停止リスクの回避・低減
- 熟練工頼りの製造体制からの脱却
- 生産性向上による省人化（年間4千万円超のコストダウン）



誘導弾の安定的な製造  
に関するボトルネック  
を解消



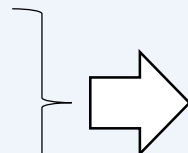
## 【実例③：製造工程効率化（事業規模：1.9億円（税込み））】

### 《概要》

- D社（従業員580名）は、艦艇用の大型部品（数メートル級。鋳造品）について、40年以上前に導入した設備により製造中。艦艇の製造等の所要が継続的に見込まれる中、将来に向けて安定的な製造体制の確保のためのボトルネックとなっている。特定取組により最新の鋳造関連設備を導入。

### 《効果》

- 設備故障による生産停止リスクの回避・低減
- 熟練工頼りの製造体制からの脱却
- 生産性向上による省人化（年間1千6百万円超のコストダウン）



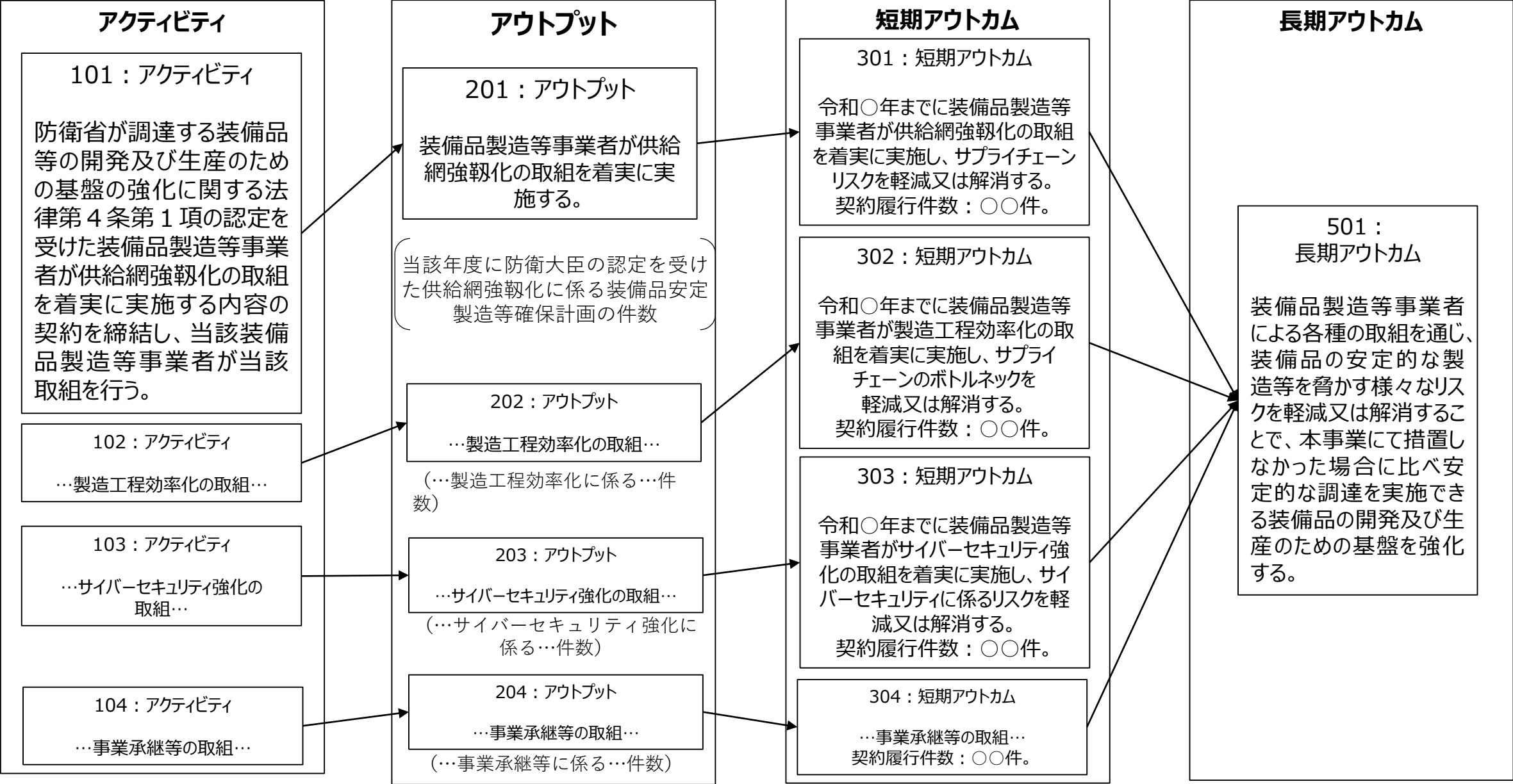
艦艇の安定的な製造に  
関するボトルネックを  
解消



# 現在の効果発現経路



# 効果発現経路修正案



# 「装備品安定製造等確保事業」の位置づけ

参考

- 本事業は、戦略3文書を踏まえて令和5年6月に成立した防衛生産基盤強化法に基づき、防衛生産・技術基盤のリスクを把握し、その解消・軽減のための各種施策を通じて基盤の強化を図るもの。

国家安全保障戦略

国家防衛戦略

## 防衛力整備計画（令和4年12月16日。国家安全保障会議決定。閣議決定）

IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

### 1 防衛生産基盤の強化

様々なリスクへの対応や防衛生産基盤の維持・強化のため、製造等設備の高度化、サイバーセキュリティ強化、サプライチェーン強靱化、事業承継といった企業の取組に対し、適切な財政措置、金融支援等を行う。

## 防衛生産基盤強化法（令和5年6月14日。法律第54号）

### （基本方針）

第三条 防衛大臣は、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

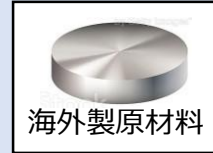
## 装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針 （令和5年10月26日。防衛省告示第二百十六号）

- 第1章 我が国を含む国際社会の安全保障環境及び装備品等に係る技術の進展の動向に関する基本的な事項
- 第2章 基盤の維持・強化に関する基本的な考え方
- 第3章 本法に基づく措置に関する基本的な事項
- 第4章 基盤の維持・強化に関するその他の必要な事項

## ■事業のイメージ（対象例）

### 原材料の国産化

- 海外から調達している原材料を国産化  
→ 海外の調達リスク対応

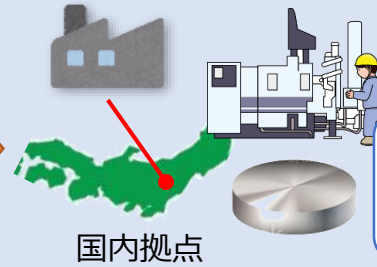


輸出規制



調達困難

国産化



財政措置対象例：  
製造設備等の整備関連  
経費

### 原材料等の備蓄

- 供給が途絶する原材料等の所要量を  
予め調達、保管（共有源の多様化や開  
発などとの経済性等を考慮）  
→ 部品等調達リスク対応



製造中止

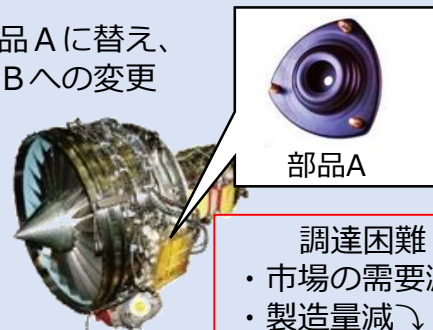
備蓄



財政措置対象例：  
対象品目購入費等

### 代替素材、部品等の研究開発

- 製造中止となる見込みの部品Aに替え、  
安定した調達が見込める部品Bへの変更  
に伴う研究開発  
→ 部品等調達リスク対応



調達困難

- ・市場の需要減↘
- ・製造量減↘

変更



代替部品（部品B）  
・市場に需要あり  
・十分な製造量

研究開発

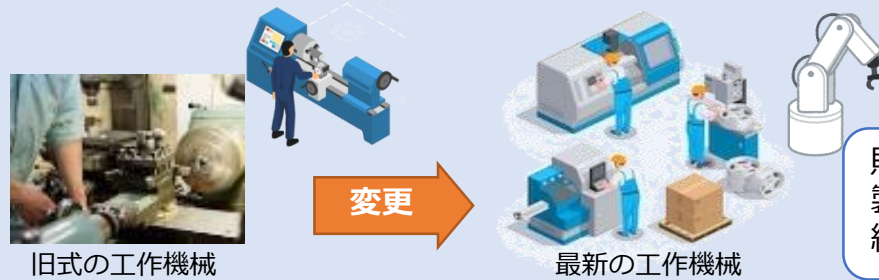
財政措置対象例：  
研究開発費等

## ■事業のイメージ（対象例）

### 最新設備等の導入

- ❑ 製造工程において、老朽化した旧式の工作機械による生産から、最新の工作機械による生産への変更

→ 生産性向上

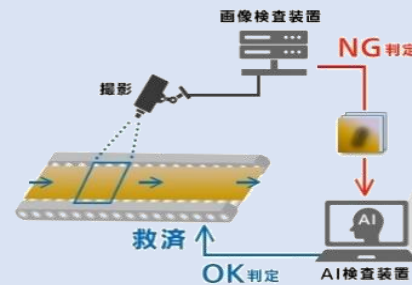


財政措置対象例：  
製造設備等の整備関連  
経費※

### 人工知能（AI）による検査工程自動化

- ❑ 検査工程において、作業員が良否判定行う目視検査をAIを活用した画像検査に変更

→ 生産性向上



財政措置対象例：  
製造設備等の整備関連  
経費※

### 積層造形機（3Dプリンタ）等の導入

- ❑ 製造工程において、従来の機械加工に替え、積層造形機（3Dプリンタ）等を導入し、工程を変更

→ 生産性の向上



財政措置対象例：  
製造設備等の整備関連  
経費※

※ 専ら自衛隊の用に供する装備品等を製造等する、専用設備・汎用設備が対象。ただし、初度費等の契約で措置されている場合は対象外。

## ■事業のイメージ（対象例）



## 事業承継等のイメージ

## ■事業のイメージ（対象例）

